

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
がとる)

## 鳥取県告示第八百七十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

### 目 次

- ◆ 告 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 県自然環境保全地域の指定（自然保護課）
- 県自然環境保全地域に関する保全計画の決定（〃）
- 県自然環境保全地域の特別地区等の指定（〃）
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（商工指導課）
- 銃猟禁止区域の設定の一部改正（造林課）
- 禁猟区の設定の一部改正（〃）
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）
- 都市計画事業の認可（〃）
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（全計課）

## 告 示

指定 番号	種 別	図 書 類		発行 記号等	表示された発 行所名
		題 号	類		
2814	雑誌その 他の刊行 物	淫靡なぶり ひとりの暮ら し		HK-O D	テリス出版
2815	〃	SEX おねだり地獄 喪失の制服		HK-O 1	テリス出版
2816	〃	愛姫 宝生久美子秘密絵集		HK-O 2	筒コスモデザイン
2817	〃	少女juicy 美少女時代大遊戯		SJ-12 -G	筒コスモデザイン
2818	〃	少女白書 陰謀勃起		SH-12 -G	筒コスモデザイン
2819	〃	チェイナス 激震れへテレビン・ホール股張の填射		CS-12 -G	筒コスモデザイン
2820	〃	Q.U.I.E-N		YQ-12 -G	Do企画
2821	〃	純生性交		HK-O C	Do企画
2822	〃	SPOON vol.9		SP-12 -G	Do企画

2823	"	セクシイ・ナイト	HK-オ 6	Do企画
2824	"	Touchvol.24	TT-12 -G	Do企画
2825	"	ナイト・エンジェル	NA-12 -G	Do企画
2826	"	ハマ狂い愛奴 愛 玩	HK-オ ウ	Do企画
2827	"	MESSAGE	ME-12 -G	Do企画
2828	"	凌辱1柱の虜。 炎の輪舞曲	HK-オ 4	Do企画
2829	"	サ裏マガジン 人気ピチオセナル60人全解剖	雑誌コー ド042 00-6	コンパルト社
2830	"	GALHUNTER 7月号	雑誌コー ド028 69-7	コンパルト社
2831	"	アップル通信 11月号	雑誌01 359-11	三和出版株式会社
2832	"	月刊ピチオグラフィック 11月号	雑誌コー ド133 79-11	株式会社浪速書房
2833	"	ネオン通信 11月号	雑誌コー ド021 89-11	株式会社東京三 世社
2834	"	ザ・ベストMAGAZINE 12月号	雑誌コー ド140 03-12	K区ベストセ ー
2835	"	写真時代 12月号	雑誌コー ド044 15-12	白夜書房
2836	"	月刊SPARK 12月号	雑誌コー ド033 65-12	白夜書房
2837	"	新風写真 12月号	雑誌04 949-12	平和出版株式会社
2838	"	ACTRESS 12月号	雑誌01 471-12	株式会社リソ ド

2839	"	漫画ラフレター 11月号	雑誌18 655-11	株式会社登倉出 版社
2840	"	漫画ピラニア 11月号	雑誌コー ド183 41-11	辰巳出版株式会社
2841	"	漫画オリンピア わくわく女のときめきクラナ 11月増刊号	雑誌75 88-11/15	辰巳出版株式会 社
2842	"	漫画ダイナマイト 漫画エンジェル 11月増刊号	雑誌コー ド059 80-11	辰巳出版株式会 社
2843	"	漫画スーパーヒロス 12月号	雑誌18 325-12	株式会社司書房

鳥取県告示第八百七十六号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第  
十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 県自然環境保全地域の名称  
洗足山県自然環境保全地域
- 二 県自然環境保全地域の区域  
八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木卅四〇二の一、四〇四の一及び四〇五  
の一並びに大字川中宇六郎木谷七六一の一の一部（面積二三・〇ヘクタ  
ール。次の図のとおりとする。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課及び用  
瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十七号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり洗足山県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

洗足山県自然環境保全地域に関する保全計画

一 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、山頂部が残丘状の地形を呈し、山腹部は壮年期の急しゅんな地形を示している。

植生は、尾根部の岩石地にはヒノキ及びヒメコマツが、谷部に近い岩石地にはシャクナゲが比較的密度高く広い範囲にわたり自生している。

特に、ヒメコマツは、自生地が日本海側に少ないうえ、鳥取県における数少ない自生地の一つとして学術的に非常に貴重なものである。

このように本地域は、貴重な植物の自生地であるので、その一部を特別地区に指定し、適正な保全を図る。

二 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	洗 足 山 特 別 地 区
区域	八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川四〇五の一の一部
面積	一三・五五ヘクタール

三 自然環境の保全のための規制に関する事項

ヒメコマツ、シャクナゲ及びヒノキは、原則として禁伐とし、その他の立木については、択伐（択伐率現在蓄積の三〇パーセント以内）により伐採できるものとする。ただし、森林の群落構成を変え等自然環境に著しい変化を招くおそれがないときは、一伐区二ヘクタール以内の皆伐を行うことができるものとする。

四 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工 種
巡視歩道	（起点）八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川（洗足山県自然環境保全地域界） （終点）八頭郡用瀬町大字川中宇六郎木谷（洗足山県自然環境保全地域界）	新設
標識板	八頭郡用瀬町大字樟原及び大字川中地内	〃

鳥取県告示第八百七十八号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり、洗足山県自然環境保全地域内に特別地区を指定し、併せて当該地区に係る同条第三項に規定する木竹の伐採（同条第十項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を次のとおり指定する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特別地区の名称

洗足山特別地区

二 特別地区の区域

八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木州四〇五の一の一部(面積一三・五五ヘクタール。次の図のとおりとする。)

三 伐採の方法及び限度

ヒメコマツ、シャクナゲ及びヒノキは、原則として禁伐とし、その他の立木については、択伐(択伐率現在蓄積の三〇パーセント以内)により伐採できるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれが少ないときは、一伐区二ヘクタール以内の皆伐を行うことができるものとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部自然保護課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百七十九号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	株式会社田澤開発	建物の名称	湯所ショッピングセンター	建物の所在地	鳥取市材木町三八一
--------	----------	-------	--------------	--------	-----------

鳥取県告示第八百八十号

昭和六十年十一月鳥取県告示第千四十六号(銃猟禁止区域の設定について)の一部を次のように改正する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三朝高原銃猟禁止区域の項区域の欄中「町道吉尾本線に至り、同町道を北方に進み」の下に「、歩道(旧町道)に至り、同歩道を北西に進み」を加える。

鳥取県告示第八百八十一号

昭和六十一年十一月鳥取県告示第九百十三号(休猟区の設定について)の一部を次のように改正する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

余川休猟区の項区域の欄中「東伯郡三朝町大字笏賀」を「東伯郡三朝町

大字小河内」に改める。

鳥取県告示第八百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市砂池土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市砂池土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十二年五月十九日から昭和六十三年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市皆生新田一丁目の一部

四 事務所の所在地

米子市皆生二四九二

五 設立認可の年月日

昭和六十二年五月十二日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び米子市役所の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和六十二年十月二十九日

鳥取県告示第八百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業三・三・一号 皆生海浜公園

三 事業施行期間

昭和六十二年十一月四日から昭和六十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市皆生字温泉並びに上福原字中浜中、字灘浜及び

字河端地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百八十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について  
の一部を次のように改正し、昭和六十二年十一月九日から施行する。

昭和六十二年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

広島支店	広島市中区小町
------	---------

株式会社山陰合同銀行広島支店

を

広島支店	広島市中区小町	株式
安来支店	安来市安来町	株式

会社山陰合同銀行広島支店  
会社山陰合同銀行安来支店

に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】